

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第52号

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年亀山市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「100分の160」を「100分の170」に改め、同条第2号中「100分の75」を「100分の80」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成28年12月1日から適用する。